

## 京都市告示第 15 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 4 月 9 日

京都市長 門川 大作

### 1 団体の名称

余野町内会

### 2 規約に定める目的

地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 行政機関からの連絡事項の伝達、回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡
- (2) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること
- (3) 道路及び河川等の美化・清掃等、区域内の環境整備
- (4) 葬儀等の際の互助に関すること
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること
- (6) ごみ処理、排水など保健衛生に関すること
- (7) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること
- (8) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること

### 3 区 域

京都市右京区京北細野町庵ヶ谷、同町泉谷、同町蔵谷、同町平地、同町八十尻、同町九十尻、同町下小屋谷、同町上小屋谷、同町見通、同町向町、同町余野、同町奥田、同町上北、同町坂本、同町大栗、同町椀木谷、同町北谷、同町打谷、同町塚ノ本及び同町上之山の区域

### 4 主たる事務所

京都市右京区京北細野町上北 28 番地 2

### 5 代表者の氏名及び住所

谷口 直人

京都市右京区京北細野町見通 40 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

7 代理人の有無  
なし

8 認可年月日

平成24年3月26日

(文化市民局地域自治推進室)